

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和3年6月28日

群馬県知事 山本 一太 様

提出者 〒377-1304  
住 所 群馬県吾妻郡長野原町大字長野原1369-1  
氏 名 都建設株式会社 代表取締役 星野勝義  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 0279-82-2193

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	都建設株式会社
事業場の所在地	群馬県吾妻郡長野原町大字長野原1369-1
計画期間	令和3年 4月 1日 ~ 令和4年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：建設業 中分類：総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高（前年度実績）9億2,693万円
③従業員数	19人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	請負工事現場で発生した全産業廃棄物、全数量を中間処理業者へ委託処理している。

（日本工業規格 A列4番）



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 総括管理者 常務取締役 産業廃棄物の適正処理推進、産業廃棄物に関する事項の決定  総務部 産業廃棄物担当係 収集運搬業者、処分業者の委託契約書作成、管理 マニフェストの管理、集計及び保管  工務部 各現場担当者 収集運搬業者、処分業者の委託契約書作成、管理 監督官庁への各種報告 マニフェストの発行			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	排出量	30.73 t	679.25 t
	(これまでに実施した取組) 工事受注後の施工計画及び施工段階において、土砂等の混入を防ぐために丁寧な分別をして、廃棄物の抑制をする。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	排出量	30 t	700 t
	(今後実施する予定の取組) 排出量の目標は、工事の受注量によって違うので、設計の量より上回らないように、丁寧に分別を行う。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 全ての産業廃棄物を、種類別に丁寧に分類を行っている。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 全ての産業廃棄物を、種類別に徹底して丁寧に分類を行う。		

繊維くず	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類
0 t	16.95 t	0.3 t	2,416.38 t

繊維くず	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類
0.3 t	20 t	0.3 t	2,500 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和2年度）実績】 なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		特に実施していない
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		今後も実施の予定はない
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和2年度）実績】 なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)		特に実施していない	
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)		今後も実施の予定はない	

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和2年度）実績】 なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		特に実施していない
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		今後も実施の予定はない
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず*
	全処理委託量	30.73 t	679.25 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	30.73 t	679.25 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
処分の委託については、処分業者と適正な委託契約を締結し収集運搬から処分までをマニフェスト伝票により管理する。			

t	t	t	t

t	t	t	t

繊維くず	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類
0 t	16.95 t	0.3 t	2,416.38 t
t	t	t	t
0 t	16.95 t	0.3 t	2,416.38 t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	全処理委託量	30 t	700 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	30 t	700 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) 全ての産業廃棄物を、中間処理業者に委託して、再利用する。			
※事務処理欄			

繊維くず	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類
0.3 t	20 t	0.3 t	2,500 t
t	t	t	t
0.3 t	20 t	0.3 t	2,500 t
t	t	t	t
t	t	t	t



備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。